野村アセットマネジメント　NOMURA

# 投資信託説明書（交付目論見書）

**使用開始日**
**2026年10月23日**

# 世界フード関連株式オープン

## 愛称：スマートフード

追加型投信／内外／株式

**ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。**

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

**委託会社**　ファンドの運用の指図を行なう者

**野村アセットマネジメント株式会社**

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

**受託会社**　ファンドの財産の保管および管理を行なう者

**三井住友信託銀行株式会社**

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

**<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社**

●サポートダイヤル
**0120-753104**〈受付時間〉営業日の午前9時～午後5時
●ホームページ
**https://www.nomura-am.co.jp/**

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>（収益の源泉） | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 内外 | 株式 | 株式　一般 | 年1回 | グローバル<br>（日本を含む） | なし |

＊属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞
■設立年月日：1959年12月1日
■資本金：171億円（2026年9月末現在）
■運用する投資信託財産の合計純資産総額：90兆1367億円（2026年8月31日現在）

この目論見書により行なう世界フード関連株式オープンの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年4月23日に関東財務局長に提出しており、2026年4月24日にその効力が生じております。

●投資信託約款の内容の重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
●請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

# ファンドの目的・特色

ファンドは、ESG※を投資対象選定の主要な要素としており、「ファンドの目的・特色」にその詳細を記載しています。
※ ESGとはEnvironment（環境）、Social（社会）及びCorporate Governance（企業統治）の総称です。

## ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

## ファンドの特色

### 主要投資対象

世界各国（新興国を含みます。）の食料関連企業の株式（DR（預託証書）※を含みます。）を主要投資対象とします。

※Depositary Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

### 投資方針

●農業、水関連などの食料生産関連から、食品製造や飲料製造などの食料加工関連、食品小売りや外食などの食料提供関連までの食料関連企業の株式に幅広く投資を行ないます。

■ファンドにおけるサステナブル投資と「食」におけるサステナブルな社会の実現への貢献■

ファンドは、投資を通じて「増加する世界人口に対して健康的な食材を、過不足なく、そして持続的に提供する」という課題の解決に取り組みます。投資銘柄の廃棄物のリサイクル率、取水量、カーボン・フットプリント※を測定し、ファンドの環境や社会へ与えるインパクトも考慮してポートフォリオ管理を行なっています。その中で、食品関連の投資ユニバースと比較して優れた水準となるよう努め、環境への影響に配慮した持続的な成長を目指す食品バリューチェーンの企業に投資することで「食」におけるサステナブルな社会の実現に貢献することを目標としています。

※製品・サービスのライフサイクル全般で排出された温室効果ガスを$CO_2$相当量で表したもの

●マクロ経済分析などに基づくトップダウンアプローチと個別銘柄の財務分析などに基づくボトムアップアプローチを組み合わせて投資銘柄を決定し、銘柄分散に配慮してポートフォリオを構築します。

■スチュワードシップ方針■

ファンドでは、エンゲージメントと議決権行使を通じて、投資先企業の企業価値向上に資する、長期的な株主利益を尊重した経営を行なうよう求めます。
CPRアセットマネジメントがエンゲージメントを担当し、野村アセットマネジメントが議決権行使を担当します。

※CPRアセットマネジメントのエンゲージメント方針の詳細は、以下のサイト（「野村アセットマネジメントの主なESGファンド」）内、「外部委託ファンドのスチュワードシップ方針」にある「世界フード関連株式オープン」の「スチュワードシップの方針はこちら」より、CPRアセットマネジメントのサイト（英語）にアクセスいただくと、ご覧いただけます。

https://www.nomura-am.co.jp/special/esg/esg-integration/esglineup.html#esglineup4

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ■ポートフォリオの構築プロセス■

### 1．食料関連銘柄※群の抽出

食料関連銘柄に関する独自のセクター分類を考慮し、時価総額や流動性などに関する一定の基準を満たす銘柄を抽出

※食料関連銘柄とは、農業、水関連などの食料生産関連銘柄、食品製造や飲料製造などの食料加工関連銘柄、食品小売りや外食などの食料提供関連銘柄を指します。

### 2．投資ユニバースの構築

●ESG評価が低い銘柄やESG の観点で問題がある銘柄等を除外
・アムンディ・グループのESG評価項目は、多数の項目で構成されます。ESG評価は各銘柄においてA～Gの7段階で評価されており（Aが最も高く、Gが最も低い）、ESG評価が低い銘柄には投資を行ないません。
なお、ESG評価については、ESGの観点から定量化が可能な評価項目を設定し、セクターごとに各評価項目のウェイト付けを行ないます。各銘柄について当該評価の加重平均値を算出し、ESG評価を付与します。
・ESG評価項目は、多数の項目で構成され、当ファンドにおいては、「食」のバリューチェーンに影響を与える「水資源管理」、「生物多様性・環境汚染」や「栄養価」などの個別の評価項目にも着目し、それらの評価が著しく低い場合は除外対象となります。
●各企業の温室効果ガス排出量や取水量、廃棄物のリサイクル率などに着目し、企業活動が環境や社会に与えるインパクトに鑑みて銘柄を選定

### 3．トップダウンアプローチによる各業種への配分決定

マクロ経済指標や各業種の分析や見通し等に基づいて各業種への配分を決定

### 4．ボトムアップアプローチによる投資対象企業の決定

各企業が産み出す経済的付加価値や株価指標、財務状況、経営戦略、成長性等に対する分析に基づいて投資対象企業を決定

### 5．ポートフォリオ構築

●銘柄分散等を勘案してポートフォリオを構築
●ポートフォリオ構築後は議決権行使やエンゲージメント（対話）を通じて投資先企業の持続的な成長および ESG 特性の強化を促進

※ファンドは運用の指図に関する権限の一部をアムンディ・アセットマネジメント傘下のCPRアセットマネジメントに委託します。

＊上記ポートフォリオの構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

●株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

●外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## 運用の権限の委託

運用にあたっては、CPRアセットマネジメントに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

| | |
|---|---|
| 委託する範囲 | 株式等の運用の一部 |
| 委託先名称 | CPR Asset Management<br>（CPRアセットマネジメント） |
| 委託先所在地 | フランス共和国　パリ市 |

## 主な投資制限

| | |
|---|---|
| 株式への投資割合 | 株式への投資割合には制限を設けません。 |
| 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 |
| デリバティブの利用 | デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 |

## 分配の方針

原則、毎年1月26日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。
分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

| | |
|---|---|
| 株価変動リスク | ファンドは、株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。またファンドは、特定のテーマに絞った株式に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広いテーマで株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。 |
| 為替変動リスク | 組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。 |
| ESG投資に関するリスク | ファンドは、投資対象銘柄のESG特性を重視してポートフォリオの構築を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広い銘柄の株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。 |

＊基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

◆**ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ファンドが定める、投資対象銘柄のESG特性の基準を満たす銘柄数が著しく減少するなどの場合においては、ポートフォリオの構築プロセスに沿った運用ができなくなる可能性があり、想定するパフォーマンスとは異なるものとなる場合があります。また、目標とするESG特性の基準を満たせない場合があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

# 投資リスク

- ファンドが投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
  上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
  投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
  分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

## リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査
  投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。
- 運用リスクの管理
  投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。
  ※流動性リスク管理について
  流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

# 投資リスク

## リスクの定量的比較（2021年9月末～2026年8月末：月次）

**ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移**

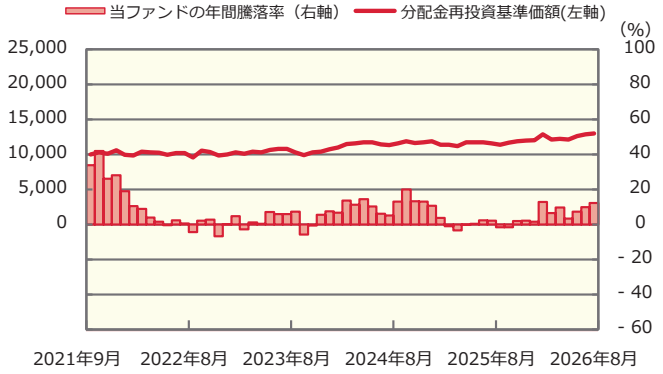


**ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較**

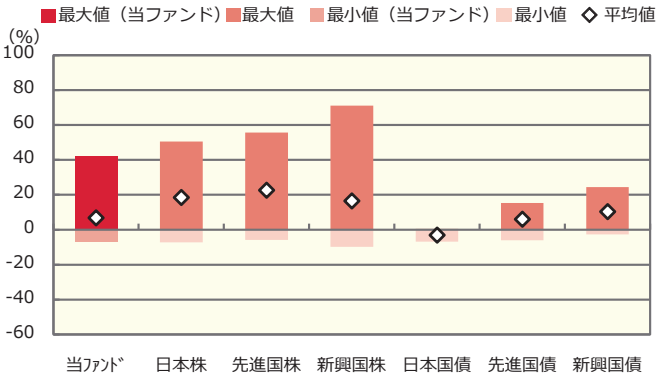


| | 当ﾌｧﾝﾄﾞ | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 最大値（%） | **41.9** | 50.5 | 55.7 | 71.2 | 0.4 | 15.4 | 24.5 |
| 最小値（%） | △ **6.8** | △ 7.1 | △ 5.8 | △ 9.7 | △ 6.9 | △ 6.1 | △ 2.7 |
| 平均値（%） | **6.9** | 18.6 | 22.7 | 16.6 | △ 3.1 | 6.1 | 10.3 |

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年9月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2021年9月から2026年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年9月から2026年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

# 運用実績（2026年8月31日現在）

## 基準価額・純資産の推移（日次：設定来）

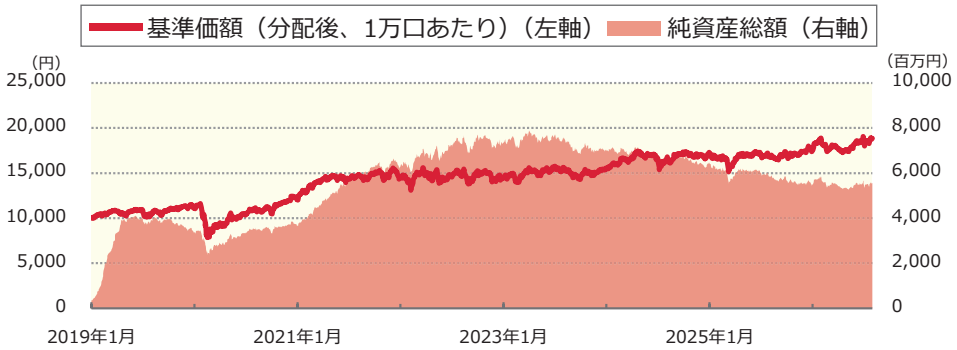


## 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

| | |
|---|---|
| 2026年1月 | 0 円 |
| 2025年1月 | 0 円 |
| 2024年1月 | 0 円 |
| 2023年1月 | 0 円 |
| 2022年1月 | 0 円 |
| 設定来累計 | 0 円 |

## 主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

| 順位 | 銘柄 | 業種 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 1 | GEA GROUP AG | 機械 | 4.6 |
| 2 | UNILEVER PLC | パーソナルケア用品 | 3.4 |
| 3 | KERRY GROUP PLC-A | 食品 | 3.4 |
| 4 | NOVONESIS (NOVOZYMES) B | 化学 | 3.0 |
| 5 | DANONE | 食品 | 2.8 |
| 6 | CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD | 陸上運輸 | 2.7 |
| 7 | COMPASS GROUP PLC | ホテル・レストラン・レジャー | 2.7 |
| 8 | HALEON PLC | 医薬品 | 2.6 |
| 9 | MOWI ASA | 食品 | 2.4 |
| 10 | SAINSBURY | 生活必需品流通・小売り | 2.4 |

国/地域別投資比率（上位）

| 順位 | 国/地域 | 投資比率（%） |
|---|---|---|
| 1 | アメリカ | 41.2 |
| 2 | イギリス | 12.9 |
| 3 | 日本 | 7.8 |
| 4 | ドイツ | 5.7 |
| 5 | スイス | 5.3 |

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。

## 年間収益率の推移（暦年ベース）

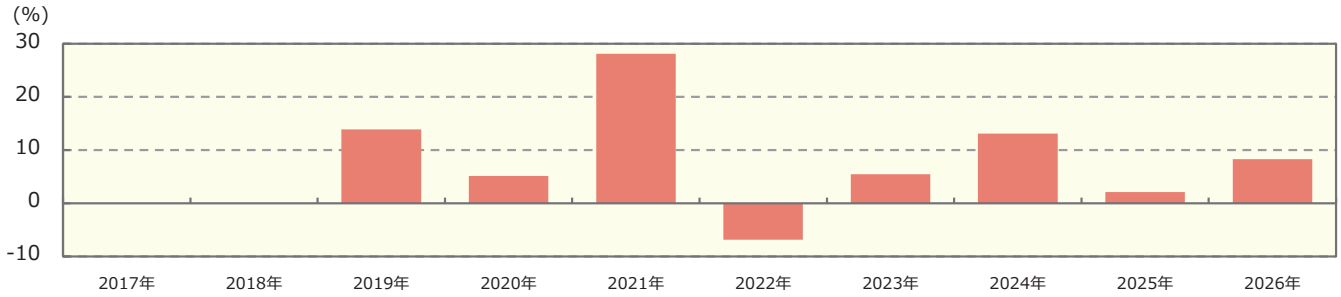


・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・ファンドにベンチマークはありません。
・2019年は設定日（2019年1月31日）から年末までの収益率。
・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

| | |
|---|---|
| 購入単位 | 1口単位または1円単位（当初元本1口＝1円） |
| 購入価額 | 購入申込日の翌営業日の基準価額<br>（ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。） |
| 購入代金 | 販売会社の定める期日までにお支払いください。 |

| | |
|---|---|
| 換金単位 | 1口単位または1円単位 |
| 換金価額 | 換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額 |
| 換金代金 | 原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。<br>なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 |

| | |
|---|---|
| 申込締切時間 | 原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。<br>（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。） |
| 購入の申込期間 | 2026年4月24日から2027年4月22日まで<br>＊申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換金制限 | 大口換金には制限を設ける場合があります。 |
| 申込不可日 | 販売会社の営業日であっても、申込日当日が下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。<br>・ニューヨーク証券取引所　・ニューヨークの銀行<br>・ユーロネクスト・パリ　・パリの銀行 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。 |

| | |
|---|---|
| 信託期間 | 2029年1月26日まで　（2019年1月31日設定） |
| 繰上償還 | 受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。 |
| 決算日 | 原則、毎年1月26日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 年1回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能） |
| 信託金の限度額 | 4500億円 |
| 公告 | 原則、https://www.nomura-am.co.jp/に電子公告を掲載します。 |
| 運用報告書 | ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>配当控除の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>＊上記は2026年8月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。 |

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | |
|---|---|
| 購入時手数料 | 購入価額に3.3%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額<br>（詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。）<br>購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。 |
| 信託財産留保額 | 換金時に、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。 |

**投資者が信託財産で間接的に負担する費用**

**運用管理費用（信託報酬）**

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。
ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。

| ファンドの純資産総額 | | | 500億円以下の部分 | 500億円超の部分 |
|---|---|---|---|---|
| 信託報酬率 | | | 年1.848%（税抜年1.68%） | 年1.551%（税抜年1.41%） |
| 支払先の配分（税抜）および役務の内容 | 委託会社 | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | 年0.90% | 年0.75% |
| | 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 | 年0.75% | 年0.63% |
| | 受託会社 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 | 年0.03% | 年0.03% |

【運用の委託先の報酬】
運用の委託先であるCPRアセットマネジメントが受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年1月および7月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、ファンドの平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に、以下の率を乗じて得た額とします。

| 平均純資産総額 | 率 |
|---|---|
| 500億円以下の部分 | 年0.60% |
| 500億円超の部分 | 年0.50% |

**その他の費用・手数料**

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
・外貨建資産の保管等に要する費用
・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
・ファンドに関する租税　　等

# 手続・手数料等

## 税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。
●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---|---|---|
| 分配時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |
| 換金（解約）時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

＊上記は2026年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
＊外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
＊法人の場合は上記とは異なります。
＊税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## （参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

| | 総経費率（①＋②） | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|---|---|---|---|
| ファンド | 1.91 | 1.85 | 0.06 |

（2025年1月28日～2026年1月26日）

＊総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
＊交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
＊各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
＊各比率は、年率換算した値です。
＊その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
＊上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
＊最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。